

## 伊豆の国市告示第21号

伊豆の国市消防団協力事業所表示制度実施要綱を次のように定める。

平成24年3月2日

伊豆の国市長 望 月 良 和

### 伊豆の国市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、伊豆の国市消防団の活動に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認めた事業所等をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 消防団協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付する表示証をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長及び自治会長をいう。

(認定申請及び推薦)

**第3条** 消防団協力事業所の認定を受けようとする事業所等は、様式第1号による伊豆の国市消防団協力事業所認定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 会社案内、パンフレット
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) その他審査に必要な資料

2 消防団長等は、消防団協力事業所としてふさわしいと認める事業所等があるときは、その認定について市長に推薦することができる。

3 前項の規定による推薦は、様式第2号による伊豆の国市消防団協力事業所認定推薦書に第1項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(認定基準)

**第4条** 市長は、前条に規定する申請又は推薦について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、消防団協力事業所の認定を行うものとする。ただし、消防関係法令に違反していない事業所等でなければならない。

- (1) 事業所等の従業員（以下「従業員」という。）が1人以上消防団に入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

（認定の期間）

**第5条** 認定の期間は、2年とする。ただし、認定期間中に総務省消防庁消防団協力事業所表示制度実施要綱による認定を受けた場合は、その認定の日から更に2年延長するものとする。

（消防団協力事業所表示証の交付）

**第6条** 市長は、消防団協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に様式第3号による消防団協力事業所表示証を交付するものとする。

2 消防団協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、他の市町村長と連名で、消防団協力事業所表示証を交付することができるものとする。

3 消防団協力事業所は、交付された消防団協力事業所表示証を事業所内の見やすい場所に掲示するものとする。

（表示マークの使用）

**第7条** 消防団協力事業所は、消防団協力事業所表示証に記載されたマーク（以下「表示マーク」という。）をパンフレット、チラシ、ポスター、看板及び電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法を用いる。）により行う映像その他の広告に使用することができる。

2 表示マークは、様式第3号の寸法を同率に拡大し、又は縮小して使用することができるものとする。

（消防団協力事業所表示証交付整理簿の備え付け）

**第8条** 消防団協力事業所表示証の交付に際して、市長は、様式第4号による伊豆

の国市消防団協力事業所表示証交付整理簿を備え付け、消防団協力事業所表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(認定の更新)

**第9条** 消防団協力事業所は、当該認定を継続しようとするときは、有効期間満了の日の7日前までに様式第1号による伊豆の国市消防団協力事業所認定更新申請書を市長に提出し、更新しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、第4条の基準のいずれかに適合していることを確認し、特に支障がないと認めたときは、その更新を承認するものとする。

(認定の取消し)

**第10条** 市長は、消防団協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により消防団協力事業所の認定を受けたとき、又はその他消防団協力事業所としての認定が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該認定の取り消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により消防団協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、消防団協力事業所表示証を市長へ返還しなければならない。

(消防団協力事業所の公表)

**第11条** 市長は、消防団協力事業所の名称、伊豆の国市消防団への協力内容、その他事項について、広報紙等により公表するものとする。

(所掌)

**第12条** この要綱に関する事務は、地域安全課において所掌する。

(補則)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成24年4月1日から施行する。